会 議 録

内容承認		<開催日>令和元年 11 月 12 日(火)	<傍聴人数> 4名	
森下副会長	公開•	<時 間>14:00~16:06	<傍聴室>	
岡野委員	非公開	<場 所>岸和田市役所 新館4階	岸和田市役所 新館	
奥委員		第 1 委員会室	4階 第1委員会室	
承認	公開			

〈名称〉 第21回(令和元年度第4回)岸和田市子ども・子育て会議

<出席者>

(岸和田市子ども・子育て会議委員出欠状況)○は出席、■は欠席

有津	梅﨑	江龍	近江	岡野	奥	阪口	中川(勉)	中川(麗)
0	0	0	0	0	0	0	0	0
永野	浪江	新田	前井	撫養	森下	藪	米澤	
0	0	0	0	0	0			

(事務局)

山本子育で応援部長、濵上保健部長、藤浪教育総務部長、谷学校教育部長、藤原 生涯学習部長、山田健康推進課長、福村子育で支援課長、宮内子育で給付課長、 池宮子育で施設課長、髙井教育総務課長 他

<議題等>

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 答申(案) について
 - (2) 岸和田市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
- 3 その他
 - (1) 今後の流れ及び次回会議の日程について

<概要>

- ■事務局開会挨拶
- ■議題(1)について事務局から説明
- ■事務局の説明を受け、質疑・意見交換(意見なし→承認→署名)
- ■議題(2)について事務局から説明
- ■事務局の説明を受け、質疑・意見交換(修正あり→後日議長確認)
- ■教育総務部長閉会挨拶

■意見交換(概要)

【議長】

本日は、会長の都合がどうしてもつかないということで、会長代理として、私が 会長代理を務めてまいりますので、よろしくお願いします。

では、お手元の次第に従い、まず「(1)答申(案)について」、事務局の方から説明をお願いします。

(議題(1)について事務局説明)

【議 長】

事務局から議題(1)について、説明がありました。ここからは児童福祉や教育をはじめとした広範な分野の代表としての皆さんのご意見をいただき、審議してまいります。委員の皆さんで議題(1)についてご意見等があれば、お願いします。

(意見等なし)

【議 長】

それでは、答申案についてはこの形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【議 長】

この後、答申を回覧しますので、委員の皆さん署名をお願いします。

それでは次に「(2) 岸和田市子ども・子育て支援事業計画(素案)について」、 事務局から説明をお願いします。

(議題(2)について事務局説明)

【議長】

これより議論に入りたいのですが、分量が多いことから、目次を見ていただきながら整理をして、いくつかに分けて議論を進めたいと思います。

まず1つ目は序章と第1章、27ページまでのところを1つの区切りとしたいと思います。2つ目の区切りを第2章、44ページまで、3つ目の区切りを第3章、71ページまで、そして最後、第4章と第5章は4つ目の区切りにし、全体を4つに分けて議論ができればと思います。今から5分程度目を通してもらい、ご意見のあるところを確認・整理をしていただきたいと思います。

(5分経過後)

【議 長】

ではまず、序章と第1章に関して、ページ数で言いますと 27 ページまでになりますけれども、委員の皆さんでご質問等がございましたらお願いします。

【委員】

18ページの(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業は、評価だけ載せて、次のことは計画に載せるとかいうことだったのですけど、第1期目ではやってなかったから計画の方に移すという話だった気がするのですが、どうでしたか。ここまで書いてしまうと、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助しますというのは、次の計画から実施することなのか、保育料が無償化になったことで第1期計画には盛り込めなくて、第2期目も中途半端なところに入っているからどっちで示したほうが良いか、確か前回委員からそういうお話しがあったような感じがするのですが、結局、あの時の意見の集約はどうなったのか確認したい。

【議 長】

それでは事務局からお願いします。

【事務局】

子育て施設課より回答します。この実費徴収に係る補足給付を行う事業について、このうち副食費については本年 10 月から事業を開始しています。副食費以外の部分についてはまだ行っていないというところで、今後の検討と記載しています。

【委員】

これの対象者は結局どうでしたか。第2期計画の方は、子育て支援法に入らない

人達も対象とすると書いています。副食費は 13 事業に入っているが、制度対象外の人も対象となっているという理解で良かったのですか。そこが曖昧だという話でした。制度の中に載っている 13 事業プラス私学助成の幼稚園の方も対象となっているのかどうなのか、曖昧だったという話だったと思いますので、確認です。

【議 長】

事務局、お願いします。

【事務局】

無償化に伴い第1期計画当初に比べて副食費の取扱いが異なっています。

【事務局】

第1期計画当初に今後検討するとしていた実費徴収に係る補足給付を行う事業は実施できていません。無償化に伴い本年10月から実施した副食費の部分のみを評価に記載し、第2期計画で日用品・文房具に関する費用の補助を検討していくこととしています。

【委員】

それは分かっています。私学助成の幼稚園は入るのか、入らないのか。私立幼稚園は、子ども・子育て支援法の中に制度としては入ってないではないですか。入っていましたか。こんがらがって申し訳ない。無償化は3歳から5歳の全ての子ども達が対象だというのは分かっています。でも、子ども・子育て新制度は、私立幼稚園は入っていないということで良かったですよね。無償化を絡めてするのであれば、幼稚園も入っていますよね。それだったらここに、第1期の途中だったけれど、全ての3歳から5歳の子どもが対象になって給食費が無償化になったと書いてくれたら良いのですが、私立幼稚園が元々入っていない制度だから、そこまでにじみ出ているところがあるのですよね。新制度の中には入っていない子ども達も、給食費の無償化の対象になったということですよね、という確認をしているのですが、それには何一つ答えてもらえていない。誰が対象なのかと聞いているのに、誰が対象か言ってくれないので、そこだけを聞いています。結局、低所得者層のお子様たちの親御さんが給食費の副食費の無償化の対象になっているのかというのを純粋に聞いています。

【事務局】

低所得世帯等の1号認定の児童の副食費については、公定価格での計上となり施設型給付での無償化への対応となりますが、新制度に移行していない幼稚園を利用

する児童に関しては、実費徴収に係る補足給付を行う事業で無償化への対応となります。

【委員】

皆さん多分全く分かってないです。対象としたということでいいのではないかなと思っていますが、何か回りくどいなと思っているだけです。全ての3歳から5歳までの少なくとも子ども達で恩恵を受けられる部分の低所得者のため受けている、受けていない人がいるというのだったら、例えば認可外の保育所に行っている子ども達はそういう対象じゃないとか、外れている人の方を明確に言ってもらえたらいい。どのお子さんが対象にならないのかという言い方の方が、多分皆さんもよく分かると思います。対象にならない人がいるのですよね。いないのですか。

【事務局】

ご指摘のとおり、認可外施設を利用する児童は対象外になります。

【委員】

だから、そういうふうに言わないと分からない。少なくとも子ども・子育て支援 法に入っている子ども達と、私立幼稚園に入っている私学助成のお子さんの低所得 者層の方は、副食費が無償化になっている、認可外に通っているお子さん達は入っ ていないということで整理がつくのですかね。あと、在宅の子とかも含めて入って いないという理解でいいのですか。

【事務局】

はい、そのとおりです。

【議 長】

この件に関して、よろしいでしょうか。 では、他に 27 ページまででありますか。

【委員】

私も自分のところが私学助成なのですが、この「特定教育・保育等」というところがすごく分かり辛かったです。自分のところが入っているのか、入っていないのか。何度かここの場でもお聞きして、何となく入っているのかなというのが分かったのですが、この「特定教育・保育等」の"等"は何か。具体的にそこの主語をはっきりしてもらえると、分かりやすいということがあります。最後に「本計画の策定においては、給食費以外に実費徴収される費用の補助を検討する必要が~」と、

まだ「検討」になっていますが、この検討される人達も同じ主語になるのか。"等" をはっきりしてもらえればというのと、後ろの文章の主語も同じですか、という質 問です。

【議 長】

「特定教育・保育等」の"等"について、具体的にどういう人を指しているのかということと、最後の文章の主語を明確にしてほしいという2点です。

【事務局】

子ども・子育て支援法に基づく対象施設には、特定教育・保育施設である保育所、 認定こども園に加えて、地域型保育事業所が含まれます。地域型保育事業所を含む 施設という意味で"等"を加えました。

本文後段の「計画策定において補助を検討する」施設についても同義語で捉えています。

ただし、副食費に関しては、新制度未移行の私学助成の幼稚園が対象になるので、本文を加筆訂正します。なお、63ページの量の見込みと確保に関する事項には、新制度未移行の幼稚園を利用する低所得世帯等を対象に実費徴収される副食費を補助することを明記しています。

【議長】

質問ですけれども、最後の「本計画の策定においては〜」は、先程特定教育・保育等が主語になるとおっしゃったと思いますが、低所得世帯等が主語になるのではないかと思いましたがどうですか。

【事務局】

失礼しました。対象施設を利用する低所得世帯等が対象になります。

【議長】

そうすると、多分すっきりと理解ができるかなと思ったのですがいかがでしょうか。

【委員】

入っているということでいいですよね。幼稚園も入っていて低所得世帯の方も対象だと言っていいということですよね。

【議 長】

そうです。

【委員】

今さっきまた違うことを言っていたので。

【議 長】

先程の訂正が特定教育・保育等の"等"のところには、保育所・認定こども園地域型保育プラス私学の幼稚園に行かれている子どもの低所得者のご家庭を補助する、まずは給食費を補助する、今後の目標は給食費以外のものも検討しますという流れかなと理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

【委員】

勉強不足で、ここの特定教育・保育等にどういう施設が入るかよく分かっていなくて、先日、保・幼のあり方検討委員会に傍聴で何度か行った際に「公営、民間委託、民間移譲」とか詳しい施設の説明資料がありました。それを必死で写して自分なりに全体を掴むことができました。あり方検討委員会はすごく分かりやすい資料が多くて、この資料をここに置いてもらえればもう少し勉強もできて内容もわかりやすくなると思いました。ここにある特定教育・保育等がどういう施設かということが、通常言われている公立保育所、民間の保育所、認定こども園、公立幼稚園、民間幼稚園とか、私達が日常わかりやすく理解できる言葉の説明文が別にあれば、この文を読んですぐわかるのですが、そういうことが分からずにこういう言葉で出てくるから理解するのにすごく時間がかかっていると思います。同じ子どものことをここの会議でもやっているのに、あちらの資料がこちらに出てこないのかと、素朴な疑問を持ちました。そういうのを入れていただけると、この会議もスムーズにいくような気がします。

【議 長】

今後の会議の中で、誰が見ても分かるような資料を補足として付けていただくと 有難いということなので、よろしくお願いします。

この辺りは少し文章を整理していただいた方が良いと思いましたが、その辺り事 務局いかがでしょうか。

【事務局】

特定教育・保育等について、語句の説明をこのページの下、若しくはいずれかの 場所に入れたいと思います。

【議 長】

他にございませんか。

それでは、第2章に移ります。28 ページから 44 ページまでになります。何か ご質問等があれば、お願いします。

【委員】

少し気になったのでお尋ねと言うか、分かりやすくできないかというところで意見です。32ページと34ページです。32ページ「就学前児童の状況」の表の私立幼稚園(私学助成)の3歳が「233」と書いてあるのですが、単年度でうちはこれだけいないので、市外も入っていると理解しました。それでいくと、34ページにも市外利用のパーセンテージがあり「市外施設は3歳が9.6%で最も高くなっています」と書かれていますが、単純にこの数字にかければ市外に行っている人数が出てくると思います。もしその理解が合っているのであれば、ここの表に市外に行っている人数を書いておいてもらえると誤解を招かないと思います。ここは制度とかのことよりも岸和田市がどのようにその数字を捉えているのかというところで、市外施設にそれだけの人数が行っているのであれば、市外施設に依存している傾向にあるのか、それとも、岸和田市の住民が市内よりも市外の方が良いから市外に行こうとなっているのか。それであるならそういう形を踏襲していくような計画であれば、施設は岸和田市内に足りないけどそのままいってしまうのか。それとも、その人達が岸和田市に戻ってくることも考えて計画の中に盛り込んでおいたほうが良いのか。その辺りのお考えがあるのであれば、お伺いしたいと思います。

【議長】

ありがとうございます。では2点、事務局お願いします。

【事務局】

私立幼稚園(私学助成)の児童数には市外の幼稚園を利用する児童数が含まれています。次に、市外施設を利用する児童を市内施設で受け入れられる計画になっているかですが、市外施設を利用する児童を含むニーズ調査の結果を元に量の見込みと確保量を算出していますので、計画どおり確保できれば受け入れできると考えています。

【議 長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

【委員】

32 ページの表の中に市外の人数を括弧書きで入れることはできるのでしょうか。

【事務局】

ご指摘のあった私学助成の私立幼稚園に限らず、表に記載した施設それぞれに市内、市外の区別があります。これらをすべて表記すると読みにくくなるため、市内・市外の区別については、全体の割合で示すことにしました。

【議 長】

今のことに関していかがでしょうか。表が見辛くなるということが1点と、それぞれの施設に市内・市外があるということで、どれぐらい市内・市外の園を利用しているかは34ページを見ていただくと分かると思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【議 長】

それではその点はよろしくお願いします。他にございますか。

【委員】

32ページの表ですが、パピースクール・いながわ療育園の子は制度がまた違うので後ろに載っていると以前聞きましたが、就学前児童数は基本台帳に基づく人数で、下の説明には「在宅等児童数…就学前児童数から保育所、幼稚園、認可外保育施設児童数を差し引いた推計値」とあります。あの子達は就学前の児童数には入っていないのですか。

【事務局】

表中の「在宅等」に入っています。表の欄外、下段に記載のとおり、施設によって利用児童数を集計する時期が異なるため、就学前児童数から施設を利用する児童数を差し引いた「在宅等」児童数は不確かな数値になっています。この中でいながわ療育園・パピースクールを利用する児童を区分するとすれば「在宅等」になります。

【委員】

あの子達は、在宅ですか。

【事務局】

ここでは教育・保育を受けている児童の状況を施設ごとに整理しており、療育を対象にしていません。教育・保育施設を利用する者以外の児童がすべて在宅ではないということから「在宅等」としました。

【委員】

ただ、表示が"等"というのが少し寂しいのですが。

【議 長】

このあたりご検討いただくことは可能でしょうか。一人ひとりの子どもをという中では、もう少し丁寧な書きぶりにした方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

「在宅等」の説明文を改めるか、表記自体を改めるか、検討します。

【委員】

お願いします。

【委員】

岸和田市の障害のある子ども達への就学前の対応は、一つの良い点だと思います。そういう岸和田市の取組がわかるようなまとめにした方が良いのではないかと思います。それぞれの子ども達がどこに所属して、発達とかそういうものに対して援助というかフォローを岸和田市として力を入れてやっていることが見えるような現状のまとめでないと、おかしいのではないかと思います。在宅と、障害のある子ども達がパピーやいながわ療育園に通って成長・発達にプラスになることをしていることは違うと思います。それははっきり書くべきではないかと思います。

【議 長】

ありがとうございます。その点も含めて検討いただけるということで、よろしいですか。

【事務局】

児童発達支援センターである総合通園センターを利用する児童の状況については、66ページに記載しています。32ページの「在宅等」の表記については、改めて検討したいと思いますが、障害のある児童が市立以外の障害児施設を利用する場合もあることから、一旦このような表記としました。

【委員】

その子達を踏まえて、就学前児童数には入っているのですよね。それだったら同じところで表示する方が良いのではないかと思います。

それと、市立のいながわ療育園とパピースクール以外の市外に通われている人数が分かるのであれば、それも先程の私学助成のところで市外と市内の表記の仕方を考えるのであれば、同じように分かるようにすれば良いのではないか。表が見にくいと言いましたが、実際の数字に括弧書きで「市外はそのうち何名」とすれば、表もそんなに見にくくはならないと思います。これは個人的な意見です。

【議長】

事務局いかがでしょうか。

【委員】

公立保育所の保育士です。私も今の意見で、やはり在宅と療育施設を利用している子ども達の意味合いは違うと思うので、受け皿として岸和田がどうあるのかというところは項目を起こしてきちんと分かるように数値として出していかないと、横の連携も見えにくいと思います。

【議長】

事務局にお願いして大丈夫ですか。

【委員】

不親切な資料ではないですか。

【議長】

32ページですか。

【委員】

全てにおいてです。役所の方が作るマニュアルのような資料なので、一般のお母さん達がこのページを見ても、例えば、いながわ療育園のことを別途記載しているのであれば、「何ページを参考にしてください」ということまできちんとしないと、一般市民も公募してこの会議に参加している意味がないと思います。普通の主婦の方が来られて数字を見ても、何も分からないと思います。非常に不親切な資料だと思います。検討していただけたらと思います。

【議 長】

特に 32 ページですが、「在宅等」の中をもう少し丁寧に説明することができるのか、もしくは療育施設に通っている子ども達の項立てをここに追加することが可能なのかという辺りをご検討いただきたいことと、34 ページに市内・市外の施設はこうなっていますよというところと、療育施設の66 ページ辺りのところに「詳細は〜」みたいなものを追記すると、丁寧になるかと思ったのですが。事務局で即答は難しいですか。

【事務局】

今いただいたご意見の分かりにくいというところはごもっともだと思いますので、そちらの表現については「何ページに詳しく載っています」というところと、在宅等で数字をあげさせていただいている中に療育施設を利用している児童を入れる方がいいのではないかという意見を頂戴しましたけれども、療育を受けているお子さんの中には、保育所や幼稚園に通いながら療育施設を併用されている方もいらっしゃいます。この32ページの表については就学前の児童数をあげているので、どれだけの表現で数を書けるのか帰って調べないと分からないのですが、宿題としていただいて、少し表現方法を変えさせていただくというところで、ただ療育を受けているお子さんの数をここに入れてしまうと、療育の頻度と幼稚園・保育所等への所属の併給が完全に掴みきれていないところもありますので、ここに入れさせていただけるかどうかは少し検討させていただくというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【事務局】

よろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございます。では第2章に関して、他にご質問のある方はいらっしゃいますか。

なければ、次は 45 ページから 71 ページまでの第3章になります。第3章に関して、委員の皆様方の中でご質問等があればお願いします。

【委員】

50ページと53ページです。確保方針の中に「~市が策定を予定する市立幼稚園及び保育所の再編計画~見直しを行います。」と記載されていますが、少なくとも令和6年度までの間にはこういうことが起こり得るということで良いのですか。

この再編計画に基づいて、令和6年度までに中味の数字が必ず変わるということがあるので書いてあるのか。令和6年度以降にこういうことが起きるのであれば、別にこの文言は要らないと思います。幼稚園と保育所の再編計画については、この会議では当然議論されていませんので、どんな方向に進んでいき、この見直しが行われていくのかという概略をお聞かせ願うことは可能ですか。なぜかというと私は保育の分野なので、保育の確保方策について、前回確認した時に認定こども園はどういう施設になるのかと聞いたら、私立の認定こども園ということを言われていたのでね。私立の認定こども園という意味合いが例えば公立保育所を再編することで、それがなくなることで民間の認定こども園になるということもここに含まれているのか、どうなのかということを、ここに増やす方策は書いてありますが、実際は見直すと言ったらいきなり見直し計画が来て、確保方策を見直しましょうという会議が始まることになるので、今その前段の再編計画というのがどういう状況で進んでいるのかという状況に対して、この確保方策はどんなふうに変更が、見直しが見えてくるのかということについて、ちょっと教えてもらえないですか。

【議 長】

はい。では事務局お願いいたします。

【事務局】

今、ご指摘いただいた箇所について、1点修正をお願いいたします。53ページの※の3点目については修正していますが、50ページの確保方針のところは修正が漏れておりました。本来なら、前の50ページの幼稚園の部分と53ページの保育所等の部分の書き方を合わさないといけません。令和6年度までにどういった再編計画をしていくのかということですが、「市が策定を予定する市立幼稚園及び保育所の再編計画の進捗に合わせて見直しを行います。」と修正したいと思います。よろしくお願いします。

【議長】

よろしいでしょうか。1点目が修正ということでした。

【事務局】

後ろの方であり方については説明したいと思っていたのですが、少し現状について説明させていただきます。

前々回の会議の時くらいに、本市の行財政再建プランに基づき、就学前施設の再編についてあり方検討委員会を立ち上げて進めていくというご報告をさせていただいたところです。 先月 10 月 22 日に岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委

員会の答申をいただき、その後庁内で調整等を行い、今現在再編の考え方を示した「岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針(素案)」を策定し、この素案について現在11月1日から12月2日までの間でパブリックコメントを行っているところでございます。パブリックコメントで市民の皆さまのご意見をいただき、その後改めて市及び教育委員会における再編方針として、12月の第4回定例会の市議会でご報告をする予定で進めております。その後、この方針につきましては、1月ぐらいに市民説明会を開催して周知を図っていこうとしているところでございます。先程委員がおっしゃった「この地区にこの施設を」というところで、具体的な施設の再編につきましては、この後に順次お示ししていくところになっておりますので、令和6年度までにあるのかというところについては、どういった地区にどういった施設を整備するのか、どういった形でやっていくのかという中で、令和6年までに完成して新たにお子さんをお受けする施設もできる可能性はあると思っておりますけれども、この後のことについては、パブリックコメントを受けてその後でということになりますので、現時点でいつの時点でというところは回答するのが難しいと思っている状況です。以上です。

【委員】

ありがとうございます。僕が言っているのは、全く逆の話で、確保方策は既に圏 域ごとにどこに配置するか決まっていますよね。でも再編計画に基づいて同じ場所 になるかどうかは聞いていません。今の施設が再編計画に配置として皆さんがお考 えになってくる施設がありますよね。でも認定こども園という書き方を既にここに 書いてありますよね。4年・5年・6年は認定こども園を作ります、これで確保し ますと書いてあります。それと小規模保育事業でやりますと書いてあります。前回 会議でお聞きしたのは、これは民間でやる認定こども園ですかと聞くと、「そうで す。公立はしません。」ということでした。別にこれをやめてくれとか、やってく れとか、なくしてくれというわけではなく、再編計画に基づいて公立保育所と幼稚 園は令和6年度まで維持されるのですかという質問のほうが適当なのか、そこを再 編して民間の認定こども園にするということもここに折り込んでいるのか。あり方 検討委員会の答申が出る前に、もう認定こども園化することは決まって計画を立て ていたから、答申がきたからと言ってこの計画は変わらないと言うと、市の施設を 再編することと、これとは今は一致していないのですよね。でも、見直しを含めて やりますと書かれるということは、明らかに再編を含めた認定こども園化をすると いうことになるので、それって公立の幼稚園と保育所をくっつけて認定こども園化 にしますよと。公立と言ってくれてないので、私立の認定こども園にするっていう ことは公立が民営化されることも折り込んでこの計画に入れているのですか、ここ まで私が説明しないといけないことなのか分かりませんけれども、そういうことも お考えなのですかと質問しました。

【事務局】

本計画素案は、市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会の答申が出される前に提示しています。素案の作成にあたっては、量の不足を補うために必要な新たな施設整備について、市内で保育を提供する事業者を対象にアンケート形式で施設整備等の意向調査を行いました。その結果を元に整備する施設を計画しています。従って、現在検討を進めている市立幼稚園及び保育所の再編により整備する保育施設は、計画に含んでいません。計画期間中に市立幼稚園及び保育所の再編が進み、認定こども園が整備された時点で、改めて量の過不足を再確認することで、本計画で整備する施設数を見直すこととしたものです。

【委員】

多分そういうことだろうという質問をしたのですが、中々分かってもらえなかったので。幼稚園も同じ話で良いのですか。幼稚園も保育所も従前の計画に基づいて確保して行こうということを計画して、それが先にあって、その後に再編計画が来たので、順次やっていきましょうということですよね。分かりました。

答申にも書かせてもらったのですが、提供区域ごとに待機児童解消という話もさせてもらっているので、過不足があるところは頑張って計画を立てていただきたい。何故かと言うと、子どもの数は減っていくけど、女性の就労が増えているのは確実なので、そこで施設を確保していかないといけないということはずっと課題だと思います。あと児童福祉法の24条に市の保育の実施責任ということがあります。就労とか色々なことがあれば、市は保育所を作って子ども達を預ける施設を作らなければならない、保育の実施義務があって、第2項には認定こども園とかその他諸々の施設を確保しなさいという2つがあるので、その辺もこの子ども・子育て会議の中では子育て支援法と言いながら、保育所の役割についてはもう少し重きを置いてもらうことも考えながら、再編計画についてはきっちり言ってもらえればいいというのは意見として添えさせてもらうのと、いわゆる過不足なく十分確保していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

あと、「利用定員の拡大を着実に行うため、大阪府保育士・保育所支援センターが行う保育士体験事業への参加等、保育士確保に向けた取組を行います。」というのは研修か何かですか。これは増やした項目ですか、前からありましたか。これは、セミナーみたいなところに保育士を探しに市も行きますというようなものですか。

【議長】

53ページのアスタリスクの4つ目です。お願いします。

【事務局】

大阪府保育士・保育所支援センターには、従前から保育施設と保育人材をマッチングする制度があります。市立保育所では、保育士不足を解消するため、今年度から当センターが行う体験事業に参加し、本市で保育の体験を希望する人に保育に従事してもらうことで、保育士の確保につなげたいという思いで取り組んでいます。民間の保育施設でも同様の取組をしているところがあり、このような取組を広げるとともに、保育士の能力向上や待遇改善の取組も大切にしたいと考えています。

【議長】

他にございますか。

では最後になりますが、第4章と第5章、72ページ以降で何か質問等があればお願いします。

【委員】

69 ページの一番上の「訪問支援」にも「等」とありますが、"等"にどこが含まれているのかがはっきりしない。うちは幼稚園の私学助成ですが、保育所"等"の中に入っていないと思われます。次の 70 ページ「③保育所等訪問支援」に「訪問回数は1か月あたり~6回とし」とあります。本園の方は岸和田市で集団観察をやっていただいていて、それは年に1回です。それと同じ内容のものであるのか、もし同じ内容のものであれば「保育所"等"」に入っているのか入っていないのかはっきりしてもらって、例えば「私学助成は年1回」と回数を書いてもらいたい。少ないという思いで言っているので、そこを増やしてほしい。

【議 長】

ありがとうございます。2点お願いします。

【事務局】

障害児福祉の中の制度として、保育所等訪問支援事業の件でご質問をいただいたところです。障害児通所支援事業の中の1つの項目である保育所等訪問支援は、国が決めた枠組みの中の事業の1つです。今おっしゃった母子保健で行っている事業とはまた異なります。障害児の保護者が受給者証の申請にこの制度を使いたいと来られた時に、保育所等訪問支援事業をやっている事業所の専門職の職員が、例えばお子さんがその事業所とともに通われている保育所・幼稚園・小学校等でより良く過ごせるための助言をされるとか、また学校の先生等と過ごしやすさや課題について話をしながら、その子の受け入れについてより良い環境を作っていくための訪問

支援になります。今おっしゃった保育観察等とはまた異なり、障害児の制度で受給 者証のサービスとして利用されるものになります。以上です。

【委員】

ありがとうございます。

【議 長】

他にはいかがでしょうか。

【委員】

いながわ療育園とパピースクールに行っている子ども達はずっとそこへ通って いると思っていたので、支援のある子ども達で保育所とパピーやいながわを行った り来たりしていることがあるというのは初めて聞きました。その子ども達は、認定 自体はどこで受けるのか。そもそも認定を受けられているのかどうなのか。その子 ども達は保育における実費徴収の制度の対象の枠の中に入っているのか。副食費や 給食費が今度実費徴収になったら免除になるというか、いわゆる低所得者の方は免 除されることになっているのだけど、障害児だったらそもそも1号認定とか2号認 定とか3号認定とか受けてなくてもこの2期計画から対象になるということで良 かったのですか。63ページに「新制度に移行していない幼稚園の利用者のうち低 所得世帯を対象に」と、ここは私学助成の幼稚園は含むと明確に書いてあるが、通 園施設に通っているお子さん達は、元々この枠の中に入っているという理解で良い のか。入ってなかったら私学助成に移行した幼稚園の子ども達といながわ療育園や パピースクールという通園施設に通っている子どもさん達の低所得者層を対象に と書いてもらわないといけないのではないか。区分がどこで切れているのかがすご く曖昧になっています。さっきから言っていることと同じことです。どこの子ども 達が対象になるのか。

【議長】

療育関係の子どもさんについての質問です。

【事務局】

本市総合通園センターの運営上、いながわ療育園及びパピースクールに通う児童は、月曜日から金曜日まで毎日通園することになっており、幼稚園や保育所を利用することはありません。総合通園センターを利用しない日に他の通所支援事業所を利用することが可能です。総合通園センターに通う児童が実費徴収に係る補足給付を行う事業の対象になるかとの質問ですが、対象ではありません。総合センターで

提供する給食費については、世帯の所得状況に応じて独自に減免を実施しています。

【委員】

実費徴収の対象にはなっていなくて、元々減免制度があるということで良いのですか。

【事務局】

はい。所得に応じて減免を実施しています。

【委員】

それは、実費徴収の負担額と同じ階層なのかどうかを知りたかった。実費徴収の給付の方の所得が高ければ無償化になる人が増えるじゃないですか。例えば2分の1の減免や全額減免を受けた時に、こっちの制度を使う方がより減免の人が増える可能性はあるのかないのかを聞いておきたい。それだったら、こっちの制度に入れてあげる方がいいのではないかと思いました。減免があるからこれには入れないのではなく、これに入れる方がより子どもさん達の親御さんの負担が減るのであれば、この制度に入れるべきだと思っています。そういう算出はしているのですか。

【事務局】

総合通園センターを利用する児童の給食費は、実費徴収に係る補足給付を行う事業の対象外になります。

【委員】

幼稚園は入れてもらったのではないですか。

【事務局】

新制度に未移行の私学助成を受ける幼稚園を利用する児童は、対象になります。

【委員】

障害児の通園センターに行く子は対象ではなくて、そもそもの減免制度があるからそこで受けてねということですよね。それはおかしくないですか。全部ここの制度に入れ込んではダメなのですか。別々になっているからよく分からないのですよね。その制度が悪いのか、対象を選ぶのが悪いのか。その制度で有利・不利が働いているかどうかを知りたい。保護者が有利な方に働くのであれば、給付制度に入れてあげるほうが良いと思うのですが、その辺りは、どんなバランスでやっているの

か。

【事務局】

実費徴収に係る補足給付を行う事業の対象者については、国の制度で決められています。通所支援事業を利用する児童に提供する給食費は対象になっていません。

【委員】

新制度に移行しない人は給食費の実費徴収の補足給付の対象にするのですよね。 違いますか。

【事務局】

制度変更により、新制度に未移行の幼稚園の利用者が10月から対象に加えられました。

【委員】

63ページ(12)の「新制度に移行していない幼稚園の利用者のうち」というのは、誰を指しているのですか。保育料無償化の話はこの制度に関わらず無償化されるのですよね。でも低所得者に向けて実費徴収しなくても良いという制度ができているから、幼稚園の人も入ってきているのですよね。制度に入っていないけど、幼稚園の人も実費徴収の制度に入れてあげたのですよね。さっきからそこが行ったり来たりしている。ちゃんと言ってもらわないと分からない。障害のある子どもさんは実費徴収の制度に入っていないということは分かりました。本当かどうかの確認です。

【事務局】

実費徴収の副食費の部分についてですが、この制度が始まった時には未移行の幼稚園については、副食費は実費徴収の補足給付の対象外でしたが、この 10 月から制度が変わり対象になっています。

【委員】

それだったら「新制度に移行していない幼稚園」と書いてはダメですよね。新制度に移行しているのでしょう。無償化の制度に入っているのか、子ども・子育て支援制度に入っているのか、どっちで書いているかが分からなくて。10月からは実費徴収に係る補足給付を行う事業に幼稚園も入れてもらったということですよね。私学助成の幼稚園も入ったということでいいのですか。無償化に入っているのか、この制度に入っているのか、ごちゃごちゃなんですよ。新制度の話ばかりをすれば

良いのに無償化の制度の話をするから、誰が対象かがさっぱり分からなくなっている。無償化の制度には幼稚園が入ったということでいいのですか。副食費を無償化する。実費徴収の制度を使ってと言っているけど、そこがすごく曖昧でよく分かっていません。誰が対象で、制度の中に入っている子ども達は誰かということと、それに入っていないのは誰かというのが。これって「新制度に移行していない幼稚園」と書いたら誰を指すのですか。

【事務局】

「新制度に移行していない幼稚園」ですが「私学助成を受けている幼稚園」と同 義語になります。

【議 長】

ということは、結果的に療育施設は外れているということですね。対象になる可能性とか、そういうことはできないのですかという質問だと思います。

【事務局】

対象外になります。

【委員】

なぜですか。新制度に入っていないからということで良いのですか。13事業の提供を受ける認定こども園とか幼稚園とか保育所とかいわゆる私学助成を受ける幼稚園以外の子ども達は子ども・子育て支援制度の中に入っていますよね。その人達は低所得者の方については、実費徴収に係る補足給付を行う事業を受けられるということですよ。でも私学助成の人は給付制度を受けられるようになりました。ということなので、子ども・子育て支援制度の中に入ってない人も補足給付を受けているわけですよね。そしたらなぜ障害のある療育施設に入っている子は受けられないとそこが言えるのかという質問です。みんなが受けられる制度ではないということですか。就学前児童は全員が受けられる制度ではないのですか。低所得者向けの人達は、ということなのですけれども。

【委員】

委員が今言っているのをもう少し詳しく。

【委員】

単純に言えば、実費徴収に係る補足給付を行う事業は、子ども・子育て支援制度に入っている子ども達なら、幼稚園以外はみんな制度として受けられます。国が給

付してくれるのですけども、でも移行したから幼稚園、ここに書いてあるように新制度に移行していない幼稚園は受けられますとここに書いていますよね。ここまでは入ったのです。療育を受けている子ども達は元々制度の中にいない、外にいるので給付事業を受けられないと言われたのです。なぜ、という質問です。制度が縦割り過ぎて分からなくなってきている。

【委員】

療育施設に通っている子ども達には別の制度があるからということですよね。

【事務局】

総合通園センターを利用する児童に関しては、減免制度があります。

【委員】

通常の私立とか公立の幼稚園や保育所に障害があるけど通っている子ども達については、この補助は受けられるのですよね。

【委員】

受けられますよね。通園センターに行っているから受けられないというのは、別の制度があるからと言っているけど、別の制度とこの実費徴収の制度とどちらが保護者に有利な制度になっているか検証しましたかという話をしているだけです。減免制度があることは分かっています。でもこの事業で給付する方が保護者にとっては良いのであれば、こっちに入れるべきではないですかと。それを、減免制度があるからこっちには入れませんというのは、乱暴ではないですかと言っているのです。

【委員】

公立幼稚園ですが、いながわ療育園やパピースクールに行っている人が公立幼稚園に来る傾向が増えています。その理由の一つは、減免制度があれば次のファミリー・サポートの援助がもらえないということで、公立幼稚園に行けばその減免がないので、ファミリー・サポートの方で減免を使うということを聞いて、移ってこられる方もいらっしゃるのですが、そのあたりの関係ですか。

【事務局】

今園長先生がおっしゃったのは、ファミリー・サポートではなく、幼稚園に通いながら別の児童発達支援の制度、例えば幼稚園に午前中行かれて午後から児童発達支援の制度を利用される、パピースクール、いながわ療育園もその一端になるので

すが、この制度自身は今回の無償化の制度と合わせて無償化になっていますので、 例えば朝から幼稚園に行かれる、昼から児童発達支援を利用されることになれば、 幼稚園の分も児童発達支援の分もどちらも併給して無償化の対象になるという制 度にこの 10 月からなっています。多分そのことをおっしゃっているのかと思います。

【委員】

その放課後の分ですが、いながわ療育園とパピースクールに行っていたら、それが先に使われてしまうので後半の分は行けなくなると聞いているのですが、そういうことはないのですか。

【委員】

1日1か所だけです。パピースクールが終わってその後デイに行くと、1日2か所になるから使えない。

【委員】

今度よく分かるように、宿題で持ち帰ってください。

【事務局】

先ほど質問のあった、給食費の減免制度の検証についてですが、総合通園センターでは通所支援を利用する時点の世帯の所得に応じて、月ごとに給食費の負担額を決定しています。所得階層に応じて減免を決定しています。ご指摘のとおり、実費徴収に係る補足給付を行う事業の対象になる年収360万円未満の世帯とは対象者に違いがあります。比較して決めるものではありませんが、今後整理検討したいと思います。

【議 長】

よろしいでしょうか。

それでは、第4章と第5章の部分でご質問は大丈夫でしょうか。

【委員】

確認ですが、32ページの「在宅等」にいながわとパピーの子達が含まれているという話をされていた時に、他の施設といながわ療育園とパピースクールを併用している子ども達がいるからそれができないという話をされたのに、その後、それは一緒に使うことはないと言われた。だから、訳が分からなくなってしまった。

【事務局】

補足説明します。いながわ療育園とパピースクールは、障害児通所支援の中の児童発達支援という枠組みの中で事業を行っています。児童発達支援事業として提供される療育の内容は、事業者により異なります。いながわ療育園とパピースクールでは、幼稚園や保育所に近い時間帯で児童を療育しています。他の児童発達支援事業所を利用する児童の中には、午前中は幼稚園、あるいは3時頃まで保育所を利用した後の時間帯であったり、土曜日・日曜日と曜日を決めて児童発達支援事業所を利用する児童がいます。市内外にある他の療育施設を利用する児童の受給状況を把握できても、併用する保育施設の利用状況の把握の難しさであったり、保育所や幼稚園と施設の捉え方が異なるところがありますが、「在宅等」の表記を改めることを検討します。

【議長】

他にないでしょうか。

素案について2か所程修正がありましたが、この形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【議 長】

それでは最後に「(3) その他」について、事務局よりお願いします。

(議案3について事務局説明)

【事務局】

本日、いただいたご意見を反映した素案を議長にご確認いただき、素案として確定させていただきたいと考えております。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【事務局】

ありがとうございます。その後、市として決定し、市の内部で会議をさせていただきまして、議会筋への説明の後、パブリックコメントを実施したいと考えております。パブリックコメントは、現在の予定ですけれども、12月6日から1月5日にかけまして1ヶ月間行うことを予定しております。パブリックコメントでいただいたご意見は事務局でおまとめしまして、次回の第22回子ども・子育て会議でご報告させていただきたいと考えております。次回会議の日程は、少し先になります

けれども、年明け1月30日(木)10時から開催させていただきます。皆様におかれましてはお忙しいところおそれいりますが、ご出席よろしくお願いいたします。

【議 長】

事務局から次回の会議は来年1月30日10時開催予定とのことでした。委員の皆さま、よろしくお願いいたします。その他事項で他にありませんか。

【事務局】

教育総務部より、事務局を代表してご挨拶をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。本日、一部宿題をいただいたところです。事務局できちんと対応させていただきます。宿題をいただいたのですけれども、答申を取りまとめいただいたというところで、昨年の11月2日の第15回の会議から約1年間、7回にわたりまして児童福祉や教育をはじめとした広範な分野でそれぞれのお立場から多角的なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。今、無償化が始まったり、岸和田市の方では、幼保のあり方が検討されたり、幼児教育・保育にとっては色々な変革の時期を迎えていると感じているところです。本日、答申いただきました第2期計画につきましては、きちんと取り組みを進めさせていただくとともに、進捗につきましては、この会議で随時ご報告をさせていただきまして、ご意見を頂戴しながら着実に進めてまいりたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。長期間ありがとうございました。

【議長】

以上で、本日予定していた議案は全て終わりました。委員の皆様のご協力承りありがとうございました。これにて第21回岸和田市子ども・子育て会議を閉会といたします。